第1章 計画の概要

1 計画改定の背景と目的

江戸川区では平成12年4月の清掃事業の移管以降、区民、事業者、区が一体となって清掃・リサイクル事業に取り組んでおり、区民の中のごみ減量意識は確実に広がっています。

平成28年3月には平成33年度までを計画期間とした「第3期 Edogawa ごみダイエットプラン」を 策定し、より一層のごみ減量・リサイクル施策を推進、また、地球温暖化防止にも積極的に取り組む環境 先進都市「エコタウンえどがわ」を目指してきました。しかし、第3期 Edogawa ごみダイエットプランの 策定から5年が経過し、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

平成27年9月の国連サミットでは、平成28年から令和12年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。SDGsは17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。区は、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでおり、ごみに関連する様々な課題に対してもSDGsの視点から積極的に取り組んでいく必要があります。

国では、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、家庭系食品ロス量を2030年度までに2000年度の半減、一人1日あたりの家庭ごみ排出量を2025年度までに約440gとすることが目標とされました。また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生していることを受けて、万全な災害廃棄物処理体制を構築することが求められています。さらに、海洋プラスチックの問題やプラスチック焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題などを受けて、令和4年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるなど、プラスチック資源の循環を促進する重要性が高まっています。

区では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス削減のための取り組みとして、「えどがわ食べきり推進運動」を展開し、平成28年度から食べきり推進店、平成29年度からは30.10運動を実施してまいりました。令和3年6月には更なるの食品ロス削減に向けて、江戸川区食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に取り組んでいます。また、平成28年4月からは、燃やさないごみの小型家電リサイクルを開始するなど、新たな品目のリサイクルも推進しています。近年多発している災害への対応としては、令和元年10月の江戸川区災害廃棄物処理計画策定、令和元年台風15号、19号における職員の被災地派遣などにより、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう災害時の対応力向上に努めています。また、令和2年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の影響下においても、区民の生活環境を守るため、ごみ処理体制の確保に努め清掃事業を継続させてきました。

このように、区では環境先進都市「エコタウンえどがわ」を目指す取り組みを推進してきました。しかし江戸川区では、区民一人1日あたりの収集ごみ量は減少傾向にあるものの、減少幅は縮小しており、令和元年度には増加に転じています。また、毎年のように発生している大規模な災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響下においても区民の生活を守るため適正なごみ処理を行なうことが求められています。

このような状況を踏まえ、ごみ減量・リサイクル施策をより一層推進し、誰もが安心して暮らせる共生 社会の実現を目指すため、第2次 Edogawa ごみダイエットプランを策定しました。

2 計画の位置付け

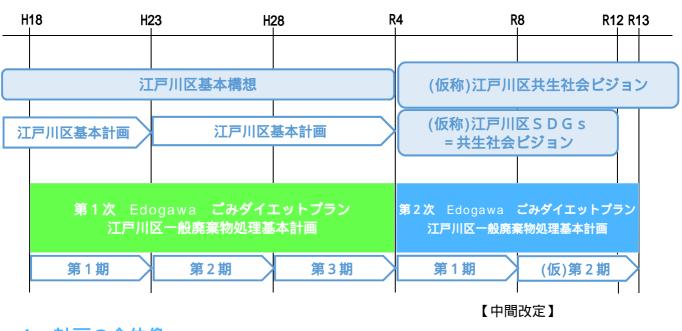
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)第6条第1項及び江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条に基づき、江戸川区の清掃・リサイクル事業の指針として策定するものです。なお、本計画は、江戸川区の上位計画である「(仮称)江戸川区共生社会ビジョン」を踏まえて策定します。本計画では、廃棄物処理の観点から、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

図1-1 本計画と関係法令の関係 環境基本法 環境基本計画 循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進計画 資源有効利用促進法 廃棄物処理法 Edogawa ごみダイエットプラン (本計画) 各種リサイクル法等 容器包装 食品 リサイクル法 リサイクル法 リサイクル法 リサイクル法 小型家電 自動車 食品ロス プラスチック リサイクル法 リサイクル法 削減推進法 新法 図1-2 本計画と他計画との関係 江戸川区の計画

(仮称)江戸川区 (仮称)江戸川区SDGs 共生社会ビジョン = 共生社会ビジョン 東京都資源循環・ 廃棄物処理計画 エコタウン (仮称)気候変動 Edogawa ごみダイエットプラン 東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画 えどがわ推進計画 適応計画 (本計画) 他区一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物処理実施計画 災害廃棄物処理計画 分別収集計画 食品ロス削減推進計画

3 計画期間

本計画は、平成17年度に策定した「Edogawa ごみダイエットプラン江戸川区一般廃棄物処理基本計画」を受け継いだ第2次計画です。計画期間は令和4年度から令和13年度までとします。ただし、5年程度で中間改定を行うほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとします。 図1-3 計画期間



4 計画の全体像

第1章で計画の目的、位置付け、期間等の概要を示し、第2章で江戸川区の現状と課題を示しました。第3章及び第4章がごみ処理基本計画であり、第3章で将来像、基本方針、目標を設定し、第4章で目標達成に向けた施策展開を示しました。第5章が生活排水処理基本計画で、生活排水に係る現状と今後の方針を示しています。

図1-4 計画の全体像

5 進行管理(PDCAサイクル)

江戸川区の清掃・リサイクル事業の目標の達成状況を管理し、事業効率を向上させ、また事業の透明化 を図るために、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み(PDCAサイクル)を導入します。

図1-5 PDCAサイクルのイメージ図

計画(Plan)

①Edogawa ごみダイエットプランの策定 ・基本方針と目標の設定





4 見直し (Act)

①Edogawa ごみダイエットプランの見直し

・新たな基本方針と目標の検討

2 実施(Do)

①Edogawa ごみダイエットプランに 基づいた施策の実施







評価 (Check)

①指標による評価 ②目標の達成状況の確認

表1-1 PDCAサイクルによる評価(毎年度実施)

点検・評価の主体	実績数値等に基づき、廃棄物減量等推進審議会において評価します。
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況・達成状況などを基に毎年度実施し、
点検・評価の項目	ホームページ等により公表します。
	●基本指標
	区民一人1日あたりのごみ量
	●モニター指標
	持込ごみ量、区民一人あたりの費用、ごみ・資源1 t あたりの費用、
	家庭ごみ組成分析調査結果、最終処分量、温室効果ガス排出量
	●取組指標
	主な施策の執行・達成状況
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画に反映します。